

再発防止の方向性について

1. 学校

1) 組織としての課題

調査書作成事務が調査書作成担当者の属人的業務となっていることや、組織体制構成員の各役割が認識されていないことから、管理監督者、業務指示者となる管理職や、組織体制の中心となる学籍・成績管理者、調査書作成担当者における当該事務の重要性の認識は低い。

組織体制が形骸化する要因としては、校務分掌や所属する学年集団による枠組みを超えて積極的に関与しない風土が想定される。

さらに、組織体制の構成員以外となる学級担任や教科担当に点検等を指示する場合、調査書作成事務の重要性等を認識させることが必要である。

- 管理職、学籍・成績管理者、調査書作成担当者の認識を高める仕組みの構築
- 校内で間違いなく調査書を作成するための組織体制の構築
- 調査書作成事務の各役割に応じて、各教員の認識を高めるための仕組みの構築
- 集中して業務に専念できる全市的な「時間」の設定

2) 誤記載発生の誘因

市マニュアルが分かりにくいと思っている教員が相当多くいると考えられ、作業工程の理解度の低さに繋がっていると考えられる。このことにより、調査書作成担当者を含めて組織体制の構成員が市マニュアルの理解不足や遵守しないリスクが生じる。

さらに「事務内容や点検・確認は人が行う限り間違えるものだ」という前提で事務が行われておらず、他の教員のルール逸脱を知っていても是正ができていない。

- 堺市調査書作成・点検マニュアルを改訂し、重点項目や遵守事項を明示
※改訂のポイント（例）
- ①誤記載の影響について ②作業工程の理解と点検者の重要性 ③各教員の具体的役割
- ④最終点検の重要性と工程の削減 ⑤理解度を高める工夫 ⑥進路指導主事の意見の反映
- 教員から疑問や悩みの質問に対応する相談窓口を教育委員会事務局内に設置

3) 誤記載の内在

教育委員会事務局では、現在、調査書作成にあたって、進路指導主事以外への研修を行っていない。また、研修を受けた進路指導主事から構成員に対しての伝達研修も必須とされていない。このことは、調査書誤記載が発生していない学校において、組織による持続的な取り組みではなく、教員個人の気づきや自発的な取組により誤記載を防いでいたにすぎない可能性がある。

- 調査書作成事務の各役割に応じて、各教員の認識を高めるための仕組みの構築（再掲）
- 懇談時等で生徒・保護者に調査書を事前に開示

2. 教育委員会事務局

1) 組織としての課題

毎年、調査書で評定等の誤記載が発生していることについて、合否影響の可能性を想定した重大なインシデントと捉えられなかった。これまでの意識決定等について記録がなく、令和2年度に実施した一斉調査で報告されず後に追加で誤記載が発覚した中学校についても、教育長への適切な報告や人事部局との厳正な対処に向けた協議はなく、ライン組織（局・部・課）で適正な判断に向けた十分な議論があったかは、記録もなく不明である。

これらの対応や次の②③から組織としての対応力にも問題があったかと考えられる。

昨今、いじめ認知件数や不登校件数は増加しており、進路指導に対する担当課のプライオリティが相対的に低下し、十分な対応ができなかった可能性がある。なお、政令市20市中で進路指導担当が生徒指導担当と同一所管とする課やグループは本市を含めて3市である。

- 重大なインシデントを捉えるための理解や、根拠主義、文書主義の定着に向けた取組
- 調査書誤記載再発防止に向けたPDCAサイクルの実施
- 進路指導に関する所管組織の在り方の検討

2) 硬直した対策

誤記載発生事案の要因の掘り下げが不十分で、学校が市マニュアルを遵守すれば誤記載を防ぐことができるはずだという思い込みで固執し、「なぜ市マニュアルが遵守できないのか」「なぜ管理職は事務の重要性の認識を高く持てなかったのか」の視点や、「誤記載は起こりうるもの」の視点をもって踏み込んだ対策の検討を行っていない。

- 堺市調査書誤記載検証委員会の議論に基づく事案要因の理解
- 進路指導部会等、学校教職員と連携した対策の推進
- 工程の削減やシステム検討等、作業効率化による誤作業の機会の削減

3) 緩慢な対策

市マニュアルにおいては、文章量やチェック項目が多いものの、組織体制の構成員の役割の具体的な時期・内容や、学級担任を含めた他の教員の役割や作業工程（点検者含む）の表現が曖昧である。また、項目によっては学校任せになっている。

調査書作成は複数の教員で対応すべきものでありながら、市マニュアルは全教員向けではなく、研修も進路指導主事のみ限定してきた。

誤記載発生校が実施するとした再発防止策の実施確認を行っておらず、学校に委ねている。

各学校は自ら一定の教育活動を行うものであるものの、毎年調査書誤記載が発生している本事案においては、教育委員会事務局において「学校任せ」「学校に委ねる」ことの精査が必要である。

- 堺市調査書作成・点検マニュアルを改訂し、重点項目や遵守事項の明示（再掲）
- 調査書作成事務の各役割に応じて、各教員の認識を高めるための仕組みの構築（再掲）
- 誤記載発生校の再発防止策の実施状況の確認

なお、調査書誤記載により入学者選抜の合否結果が過誤となれば、関係する生徒や保護者の生活に重大な影響をもたらすとともに、学校教育への信用失墜につながるため、教員は服務規律（職務専念義務）を遵守することが強く求められる。